

# 埼玉産業人クラブ・埼玉ビジネス研究会

## 第1章 総則

- 第1条 本会は埼玉ビジネス研究会と称し、埼玉産業人クラブの傘下組織である。
- 第2条 本会は60歳未満の産業人クラブ会員によって組織される。
- 第3条 本会の事務局は日刊工業新聞社さいたま総局に置く。

## 第2章 目的および事業

- 第4条 本会は、埼玉産業人クラブ会員企業の若手経営者および幹部候補者の自己研鑽、交流の場とする。
- 第5条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
- (1) 産業人クラブ事業に参加
  - (2) 会員の交流
  - (3) 講師招聘や会員による研修会、講習会
  - (4) 工場見学会、視察会
  - (5) その他、目標達成のため必要と認めた事業

## 第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 事務局長（日刊工業新聞社さいたま総局長）
- 第7条 役員は事務局推薦により決定し、埼玉産業人クラブ役員会にて承認される。
- (1) 会長は会を代表する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長の代行を務める。
  - (3) 会長、副会長の任期は2年とするが、60歳未満であれば、再任を妨げない。
  - (4) 事務局長は、日刊工業新聞社さいたま総局長が務め、会の事業全てに関わる。

## 第4章 事業

第8条 事務局は年間事業計画を立て、埼玉産業人クラブ役員会にて発表し、承認を得ることとする。

第9条 本会の事業は年間4回以上とする。

第10条 事務局長が認めた場合、会員の代理人、産業人クラブの会員、入会を希望する者がオブザーバーとして事業へ参加できる。

## 第5章 会計

第11条 本会の会計は全て埼玉産業人クラブの会計に委ねる。

第12条 本会の会計年度は埼玉産業人クラブと同様とする。

## 第6章 入会・脱会

第13条 入会には下記の規制を設ける

- (1) 産業人クラブの会員であって60歳未満とする。
- (2) 会員の立場を考慮し、研修、コンサルタント業務の企業者、および、それに概する者の入会は認めない。例外、役員が認めた場合入会できる。
- (3) 入会に当たっては入会申込書を作成し、事務局に届け、会長、副会長の承認を得る。
- (4) 会費は埼玉産業人クラブの会則に適用する。
- (5) 事務局は会員名簿を保持する。

第14章 脱会について次のように定める。

- (1) 本人の希望
- (2) 満60歳に達した会員
- (3) 2年間一度も参加していない会員は会を脱会とする。
- (4) 会を悪意に利用した会員

## 第7章 その他

第15条 本会会則は埼玉産業人クラブ役員会によって承認される。

第16条 本会会則の変更は役員によって検討され、埼玉産業人クラブ役員会によって承認される。

この会則は平成24年3月28日より実施される。